神奈川県建築基準条例及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例(神奈川県条例第33号)の概要

1 改正の趣旨

令和4年5月20日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部が改正されたことに伴い、神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)で引用している建築基準法第85条及び同法第87条の3について条項ずれが生じたことから、各条例で引用する条項について必要な改正を行った。(令和4年5月30日公布)

2 改正の内容(建築基準条例関係)

- (1) 神奈川県建築基準条例第55条中「同条第5項又は第6項」を「同条第6項又は第7項」に改めた。
- (2) 同条例別表中、別表29の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表29の 2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表34の6の項中「第87条の 3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第34の7の項中「第87条の3第6 項」を「第87条の3第7項」に改めた。

3 改正の内容(みんなのバリアフリー街づくり条例関係)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第29条中「同条第5項」を「同条第6項」に改めた。

4 施行日

令和4年5月31日